

三重の森林づくり 基本計画2019

概要版



三重の森林づくり基本計画 とは

三重の森林づくり基本計画は、平成17（2005）年10月に制定した「三重の森林づくり条例」に基づき、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めた計画です。

この度、新たにお示した「三重の森林づくり基本計画2019」は、平成24（2012）年3月の計画改定以降に生じた社会情勢の変化をふまえ、平成31（2019）年3月に改定したものです。

三重の森林づくり基本計画改定の考え方

平成24（2012）年3月の改定以降、国においては、平成28（2016）年5月に新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、本格的な利用期を迎えた森林資源を生かしつつ、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。また、平成31（2019）年4月からは「森林経営管理法」が施行され、併せて森林環境譲与税が導入されたところです。

一方、県においては、災害に強い森林づくりや県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、平成26（2014）年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入したほか、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27（2015）年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

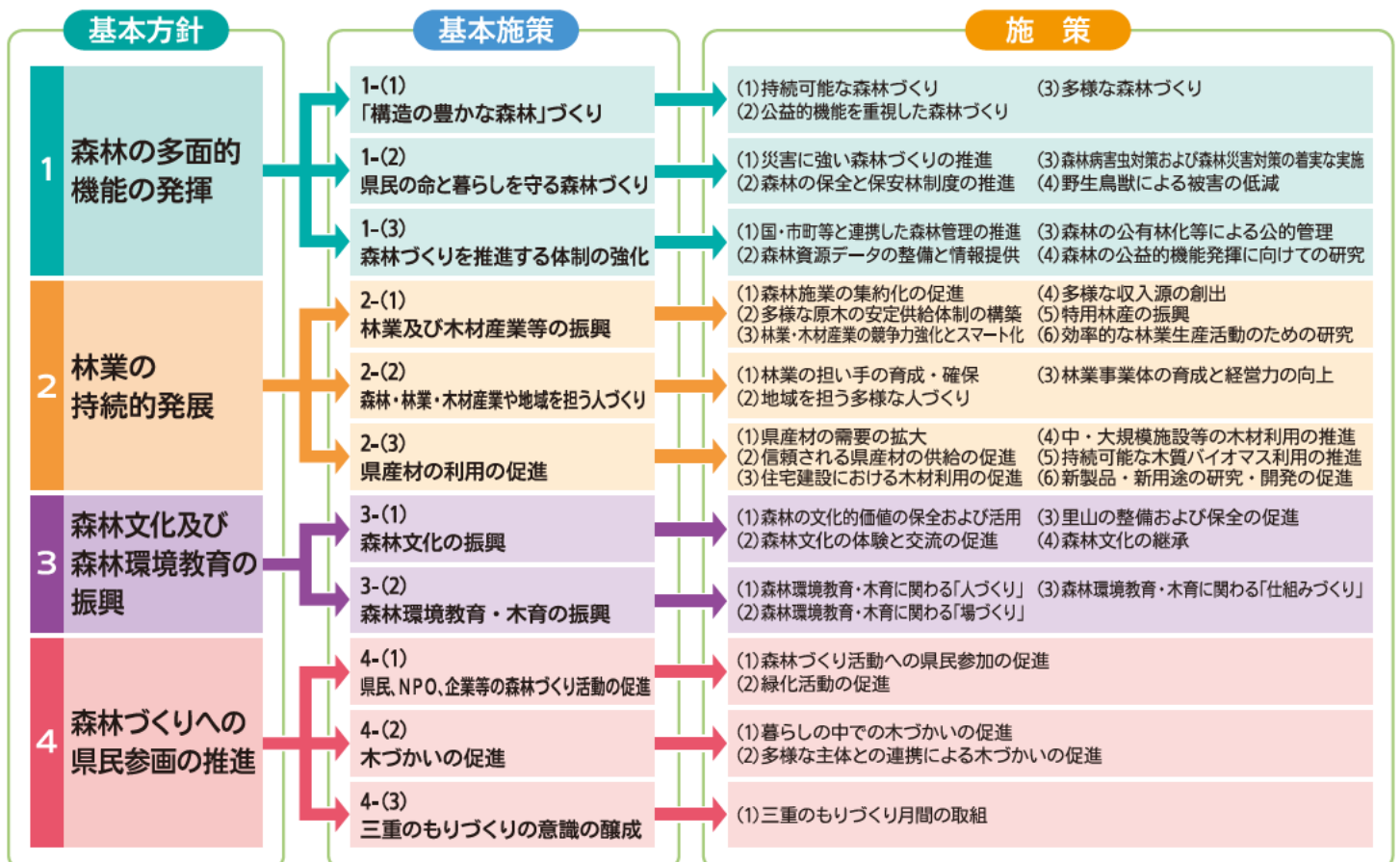
県内の木材需要を見ても、県内で5か所の木質バイオマス発電所が稼働したほか、平成30（2018）年3月からは、紀伊半島で初となる大型合板工場が操業を開始するなど大きく変容しつつあります。

さらに、平成31（2019）年4月には、持続的かつ多様な森林・林業経営を担う人づくりに向けた新たな人材育成機関として、「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講しました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。

このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって豊かな森林を次代に引き継いでいけるよう、基本計画を改定し「三重の森林づくり基本計画2019」とするものです。

三重の森林づくり基本計画 2019 の施策体系



「三重の森林づくり基本計画 2019」の概要

1 基本方針と目標

1. 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する4つの基本理念「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「県民の参画」を受けて次の4つの基本方針を定めています。

2. 基本方針と目標

令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間の目標を定めています。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林づくりを支える森林情報を的確に把握し、適切な森林管理を推進することにより、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。



針広混交林



水源かん養保安林

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
公益的機能増進森林整備面積	ha (累計)	1,540 (参考:H29単年)	30,300
山地災害危険地区整備着手地区数	地区 (累計)	2,142	2,359
新植地の被害率(獣害)	% (箇所)	20.3	0
森林境界明確化面積	ha (累計)	25,000	60,000

基本方針2 林業の持続的発展

森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などに取り組み、林業の持続的な発展を図ります。



林業人材の育成



整備された生産林

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
県産材素材生産量	千m ³	336	430
林業人材育成人数	人 (累計)	39 (参考:H29単年)	645
製材・合板需要の県産材率	%	46.6	60.0

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林の保全および活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。



学校の森・子どもサミット



森林環境教育指導者の養成

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,426	1,613
森林環境教育支援市町数	市町	8	29
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	102	300

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。



県民参加の植樹祭



「企業の森」育林活動

指標	単位	平成29年(2017)	令和10年(2028)
森林づくり活動への参加団体数	団体	114	124
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数	者 (累計)	—	80
三重の森林づくりへの関心度	%	—	50.0

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の着実な実施を図るため、毎年度、目標に対する進捗状況を把握して県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて内容を公表します。

3 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置づけてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和5(2023)年度として着実に実施します。

緑の循環推進プロジェクト

確実な森林の更新と的確な獣害対策

- ・市町と連携した伐採状況や更新状況の把握
- ・森林の更新のために行う獣害防護柵設置への支援
- ・ICT等を用いたニホンジカ捕獲方法の普及
- ・一貫作業システムやコンテナ苗等のモデル導入と普及

成果指標	令和5年(2023)
皆伐後の更新率	100%



災害に強い森林づくりプロジェクト

災害に強い森林づくりの拡充・強化

- ・土石流や流木による被害を緩和軽減する「災害緩衝林」の整備や効果検証、流木捕捉式ダム等の設置検討
- ・流域における防災機能強化のための「災害緩衝林」等に隣接した崩壊・土砂流出の危険性が高い森林の整備
- ・豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した土砂や流木の除去

成果指標	令和5年(2023)
災害緩衝林整備事業実施数	150箇所(累計)



災害緩衝林の整備

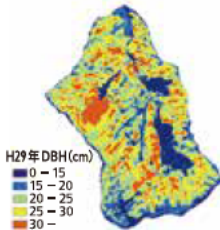
次世代型森林情報活用プロジェクト

森林資源情報の把握と活用

- ・航空レーザ測量の実施と、解析結果の森林クラウドへの搭載
- ・森林クラウドに参画する市町や林業事業者へのスムーズな森林資源情報の提供と有効活用



活用例
未整備森林の抽出、流木の発生量・発生箇所予測、地形情報による危険地評価、森林の適地評価、伐採跡地の抽出、林相情報等を用いた森林境界明確化作業の効率化、木材生産計画の策定、資源量や地形情報を考慮した路網計画策定など



H29年 DBH(cm)
航空レーザ測量結果を用いた森林資源情報の把握

成果指標	令和5年(2023)
航空レーザ測量面積	1,200k m ² (12万 ha) (累計)

森林・林業を担う人づくりプロジェクト

みえ森林・林業アカデミーにおける人材育成

- ・既就業者を対象とした3つのコース「ディレクター育成コース」「マネージャー育成コース」「プレーヤー育成コース」を設置
- ・森林経営管理法への対応など、ますます役割が重要となる市町職員を対象とした「市町職員講座」の設置
- ・林業人材育成に必要な講座の設置

成果指標	令和5年(2023)
みえ森林・林業アカデミー受講者数	120人(累計)



みえ森林・林業アカデミー開講式

A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

川上から川下に至る木材流通システム改革

- ・大型製材工場等へのA材の計画的かつ大ロットの供給に向けた、ICT導入等で川上から川下を繋ぐ原木流通システムの構築促進
- ・都市部を中心とする非住宅建築物における木造・木質化の需要に対し、競争力を持った供給・営業体制を構築するための県内製材工場の水平連携体制構築の促進

木材利用に係る人材育成

- ・中・大規模建築の内装や構造において積極的な木材利用を提案できる建築士の育成

輸出の促進

- ・バイヤーを招聘しての商談会や、現地展示会への出展による、内装材をはじめとする優良材の輸出促進

成果指標	令和5年(2023)
競争力強化の取組数	5取組(累計)

森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

森林環境教育・木育の更なる展開

- ・既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を新たに整備し、「みえ森づくりサポートセンター」のサテライトと位置づけ、取組を水平展開
- ・県内各地において「森のせんせい」等の指導者によるワークショップの開催などソフト展開の充実
- ・市町や民間事業者による森林環境教育・木育の取組を支援する体制の充実
- ・みえ木育ステーション認定制度の創設

成果指標	令和5年(2023)
みえ木育ステーション認定数	29箇所(累計)



ミエトイ・キャラバン

[三重の森林づくり条例の概要]

平成 17(2005)年 10月 21日施行

（第一条）目的

三重のもりづくり(三重の森林を守り、又は育てること)について

- 基本理念を定める
- 県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにする
- 県の施策の基本となる事項を定めることにより三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念と施策の基本となる事項

（第三条） 多面的機能の発揮	（第四条） 林業の持続的発展	（第五条） 森林文化及び森林環境教育の振興	（第六条） 県民の参画
森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全を図る	森林資源の循環利用が重要であることから、林業生産活動を持続的に行う	森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることから、その保全及び活用を図る	森林の恩恵は県民の誰もが享受することから、森林は県民の財産であるとの認識の下、県民の参画を得て、森林の整備及び保全を図る
（第十二条） 森林の整備及び保全 （第十三条） 効果的かつ効率的な森林づくり	（第十四条） 林業及び木材産業等の健全な発展 （第十五条） 担い手の育成及び確保 （第十六条） 県産材の利用の促進	（第十七条） 森林文化の振興 （第十八条） 森林環境教育の振興	（第十九条） 県民、森林に関する団体等の活動への支援 （第二十条） 三重のもりづくり月間

それぞれの責務

（第七条） 県	（第八条） 森林所有者等	（第九条） 県民	（第十条） 事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に基づき、もりづくりに関する施策を総合的に策定、実施 ・県民等との協働 ・国、市町との連携 ・隣接府県の理解が得られるよう努力 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能が確保されるよう努力 ・県が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・もりづくり活動に参画するよう努力 ・県が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係者は、森林の整備、保全に努力 ・木材事業者等は、森林資源の循環利用に努力 ・県が実施する施策への協力

県の役割

（第十一条）基本計画 もりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画の策定（中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等）
（第二十一条）財政上の措置 もりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める



お問い合わせ先一覧

所 属	住 所	電話番号
四日市農林事務所 森林・林業室	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0655
津農林水産事務所 森林・林業室	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5091
松阪農林事務所 森林・林業室	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0568
伊勢農林水産事務所 森林・林業室	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5265
伊賀農林事務所 森林・林業室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8142
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3504
熊野農林事務所 森林・林業室	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6134
林業研究所、みえ森林・林業アカデミー	〒515-2602 津市白山町二本木3769-1	059-262-0110
農林水産部 森林・林業経営課	〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2564
農林水産部 治山林道課	〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2573
農林水産部 みどり共生推進課	〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2513

詳しくはホームページをご覧ください。

三重の森林づくり基本計画

検索